

北海道告示第10297-18号

北海道が平成26年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

(経済部所管分 その1)

| 補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率等 | 交付申請書に添付すべき関係書類 | 実績報告書に添付すべき関係書類 | 交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先 | 補助金等の交付に関する権限の委任 | 摘要 |
|---|----------------------------------|--|---------|--|---|---|------------------|----|
| 1 地域食品加工技術センター運営事業 オホーツク圏及び十勝圏の食品加工技術力の高度化を促進し、本道食品工業の発展を図るため、道立地域食品加工技術センターにおいて行う事業に要する経費について、予算の範囲内で補助する。 | 公益財団法人オホーツク地域振興機構 公益財団法人とから財団 | 公益財団法人オホーツク地域振興機構及び公益財団法人とから財団が道立地域食品加工技術センターにおいて行う次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1)試験研究事業 (2)技術指導事業 (3)技術交流事業 (4)情報提供事業 (5)人材養成事業 | 定額 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 | 提出部数 1部 提出期限 平成26年4月11日 提出先 経済部 食関連産業室 | | |
| 2 貿易物産振興事業 道産品の販路拡大に係る各施策を効果・効率的に展開するため、(一社)北海道貿易物産振興会が実施する公益事業に対し、予算の範囲内で補助する。 | 一般社団法人北海道貿易物産振興会 | 一般社団法人北海道貿易物産振興会が行う貿易の振興及び道産品の販路拡大事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)商品流通拡大指導 (2)道産品取引マッチング促進 (3)主催物産展集客・信頼向上 | 2分の1以内 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 | 提出部数 1部 提出期限 平成26年4月18日 提出先 経済部 食関連産業室 | | |
| 3 食クラスター「フード塾」事業研修補助金 食の総合産業化の確立に向けて、産学官金の連携・協働による食クラスター活動をより一層発展させるため、地域においてマーケット戦略などを実践できる人材を育成するために北海道が実施する食クラスター「フード | 道外研修を受講する道内に居住する者 | 道外研修を受講するに当たって要する経費。ただし、研修受講料分を除く。 | 10分の8以内 | 経済第2号様式 経済第7号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部 食関連産業室 | | |

| | | | | | | | | |
|--|--------------------------|--|--|--|---|--|--|--|
| <p>塾」事業の道外研修受講者に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | | | | | | | | |
| <p>4 ヒト介入試験推進ネットワーク構築事業 登録者等の健康づくりにつながる取組と連動して、登録ボランティアの拡大を図り、食素材の有用性を科学的に評価する「ヒト介入試験システム」の機能を強化することで食関連産業の研究開発の支援基盤を充実させる事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>学校法人電子開発学園北海道情報大学</p> | <p>健康カードを活用したデータベースシステム構築、関係機関の連携体制の整備及び被験ボランティア参画拡大にむけた地域住民の健康づくり活動を行う事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 人件費（人の雇入れに係る給与、諸手当、社会保険料、健康診断料、謝金、旅費等の経費） (2) これに付随する人件費以外の事業経費（機器・物品等のリース経費、原材料、各種事務用品等の調達経費、印刷物等の経費、会議会場等借料、通信運搬費等）は事業費全体の50%までとする。</p> | <p>10分の8以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部 食関連産業室</p> | | |
| <p>5 観光プロモーション推進事業 北海道の観光振興を図り、また、本道における観光事業の指導的団体として、より健全な発展と振興を図るため、公益社団法人北海道観光振興機構が実施する事業及び管理運営に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>公益社団法人北海道観光振興機構</p> | <p>公益社団法人北海道観光振興機構が行う事業（公益社団法人北海道観光振興機構が道内各観光団体等に対し助成をする場合における助成費を含む。）のうち、次に掲げる事業に要する経費及び管理運営に関する経費で、知事が必要かつ適当と認めるもの 1 宣伝誘致事業 (1) 宣伝事業 (2) 観光PR催事事業 (3) 魅力的旅行提案事業 2 受入体制整備事業 (1) ホスピタリティ推進事業 (2) 地域観光振興事業 3 全国広域観光推進事業 4 団体連携強化対策事業 5 推進事業費 (1) 人件費 (2) 事務費（ただし、食糧費を除く。）</p> | <p>2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 10分の10以内 2分の1以内 2分の1以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成26年4月11日 提出先 経済部観光局</p> | | |

| | | | | | | | | |
|---|---------------------|--|--|--|---|--|--|--|
| <p>6 北海道中小企業団体中央会指導事業 中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導を行うため、当該指導機関である北海道中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）に対して、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>北海道中小企業団体中央会</p> | <p>次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ相当と認めるもの</p> <p>(1) 指導員及び職員の設置費 (2) 一般振興事業 ア 組織化対策事業 イ 人材育成事業 (3) 中小企業連携組織対策事業 ア 中央会指導員等研究会開催事業 イ 事務費 ウ 地域産業実態調査事業 エ 組合等への情報提供事業 オ 中小企業連携組織等支援事業 カ 組合青年部活動促進事業</p> <p>※(3)エの組合等とは次に掲げるものとする。 (1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定されている中小企業団体 (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定されている法人 (3) その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であるもの (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立された一般社団法人及び一般財団法人 (5) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づいて設立された公益社団法人及び公益財団法人 (6) 知事が別途定める団体</p> | <p>(1) 10分の10以内 (2) 2分の1以内 (3) ア、イ、ウ、エ 10分の10以内 (3) オ、カ 3分の2以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成26年5月19日 提出先 経済部経営支援局中小企業課</p> | | |
| <p>7 北海道小規模企業</p> | <p>公益財団法人北</p> | <p>平成26年度以降の設備貸与</p> | <p>定額</p> | <p>経済第2号様式</p> | <p>経済第2号様式</p> | <p>提出部数 1部</p> | | |

| | | | | | | | | |
|---|------------------------------|--|---------------------------------------|--|---|---|--|--|
| <p>者等設備貸与事業円滑化事業 小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進するため、公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが実施する設備貸与事業の円滑な実施を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>北海道中小企業総合支援センター</p> | <p>事業に係る貸倒れに備える貸倒引当金</p> | | <p>経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出期限 告示の日から2週間以内 提出先 経済部経営支援局中小企業課</p> | | |
| <p>8 設備導入資金貸付事業事務費事業 小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進するため、公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが実施する設備資金貸付事業の運営に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p> | <p>設備資金貸付事業の運営に要する経費で知事が必要かつ適当と認めるもの(事務費に限る。)</p> | <p>定額</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 告示の日から2週間以内 提出先 経済部経営支援局中小企業課</p> | | |
| <p>9 市場取引安定機能強化促進対策事業 道内卸売市場の機能強化に関する取組及び卸売市場の人材育成を行うことにより、卸売市場機能の維持・強化を図り、道民生活の安定に寄与する生鮮食料品等の円滑な流通を促進するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>一般社団法人北海道市場協会</p> | <p>一般社団法人北海道市場協会が行う市場取引安定機能強化促進対策事業に要する経費</p> | <p>2分の1以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成26年4月15日 提出先 経済部経営支援局中小企業課</p> | | |
| <p>10 商店街振興対策事業 商店街の活性化を図り、魅力ある商店街づくりを促進するため、北海道商店街振興組合連合会が行う商店街専任職員の設置事業、商店街活性化のための指</p> | <p>北海道商店街振興組合連合会</p> | <p>北海道商店街振興組合連合会が行う商店街振興対策事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。 (1)北海道商店街振興組合連合会の役職員設置に要する経費のうち、次に掲げるもの ア 専任職員設置費 イ 指導事業費</p> | <p>(1)アは定額 (1)イ及び(2)は10分の10以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成26年4月15日 提出先 経済部経営支援局中小企業課</p> | | |

| | | | | | | | | |
|--|---|--|----------------------------------|---|--|--|---------------------------|--|
| <p>導事業等に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | | <p>(ア) 指導事業費 (イ) 活性化研修会開催費 (ウ) 活性化推進調査・研究事業費 (エ) 組織強化推進事業費 (2) 各市商店街振興組合連合会の指導事業費に要する経費 なお、次に掲げる経費は補助対象外とする。 ・食糧費（会議用茶菓を除く。） ・交際費 ・工事請負費（イベント時の仮設工事など簡易なものを除く。） ・不動産の取得に要する経費</p> | | | | | | |
| <p>11 地域商業活性化総合対策事業 地域商業の活性化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | | <p>事業に要する経費のうち総合振興局長又は振興局長が必要かつ適当と認めるもの</p> | | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |
| <p>(1) 連携力向上サポート事業</p> | <p>市町村</p> | | <p>2分の1以内 (30万円を限度とする)</p> | | | | | |
| <p>(2) 活性化加速事業</p> | <p>平成25年度に連携型活性化促進支援事業により実施計画を策定した者</p> | | <p>2分の1以内 (400万円を限度とする)</p> | | | | | |
| <p>12 北海道中小企業総合支援センター事業 中小企業の経営資源の確保及び新事業の創出を促進するため、中小企業支援の中核的支援機関である公益財団法人北海道中小企業総合支援センターに対し</p> | <p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p> | <p>次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 中小企業経営資源強化対策事業 ア 総合コーディネート事業費 (ア) 総合相談窓口開設 (イ) 専門家派遣事業 (ウ) コーディネート環境整備</p> | <p>(1) 10分の10以内 (2) 定額</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成26年4月30日 提出先 経済部経営支援局中小企業課</p> | | |

| | | | | | | | | |
|---|--|---|-----------------------------------|---|--|--|--|--|
| <p>て、予算の範囲内で補助する。</p> | | <p>イ 取引拡大支援事業費 (ア) ビジネスマッチング支援事業 (イ) 受発注拡大支援事業 ウ 事業円滑化支援費 (ア) 債権管理回収事業 (イ) 円滑化事業 (2) 運営事業 ア 人件費（時間外手当、企業年金及び生命共済に係る経費を除く。） イ 事業管理費（需用費、負担金、利子等のうち共通管理費と認められる経費に限る。）</p> | | | | | | |
| <p>13 北海道商工会連合会指導事業 商工会の健全な運営を確保し、併せて小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の円滑な推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>北海道商工会連合会</p> | <p>商工会指導事業及び経営改善普及事業、一般振興事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)人件費 (2)事業費</p> | <p>定額</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成26年5月15日 提出先 経済部経営支援局中小企業課</p> | | |
| <p>14 商工会議所指導事業 商工会議所の健全な運営を確保し、併せて小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の円滑な推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>一般社団法人北海道商工会議所連合会</p> | <p>商工会議所指導事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 人件費 (2) 事業費（茶菓以外の食料費、交際費は除く。）</p> | <p>(1)10分の10以内 (2)2分の1以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成26年5月15日 提出先 経済部経営支援局中小企業課</p> | | |
| <p>15 小規模事業指導推進事業 商工会又は商工会議所が経営指導員、補助員及び記帳専任職員を設置して行う小規模事業者の経営又は技術の</p> | <p>商工会 商工会議所 一般社団法人北海道商工会議所連合会</p> | <p>次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 補助対象職員の設置費 (2) 指導事業費 (3) 資質向上対策事業費 (4) 経営指導推進費</p> | <p>定額</p> | <p>経済第2号様式 経済第23号様式 経済第25号様式 経済第26号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第25号様式 経済第26号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成26年5月19日 提出先 経済部経営支援局中小企業課</p> | | |

| | | | | | | | | |
|--|---|---|-----------------|---|--|--|--|--|
| <p>改善発達のための事業の充実を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。</p> | | <p>(5) 大都市対策特別普及振興事業費 (6) 小規模事業施策普及費 (7) 商工会等指導環境推進費 (8) 若手後継者等育成事業費 (9) 商工会等振興調査事業費 (10) むらおこし事業等地域活性化事業費 (11) 広域連携等対策事業費 (12) 経営安定特別相談事業費</p> | | | | | | |
| <p>16 北海道・ロシア極東交流事業 北海道・ロシア極東交流事業実行委員会が実施する道の対ロ施策に合致したロシア極東・サハリン州との交流事業に対して予算の範囲内で補助する。</p> | <p>北海道・ロシア極東交流事業実行委員会 実行委員長 鈴木 泰行</p> | <p>北海道・ロシア極東交流事業実行委員会が実施する次の事業に要する経費（ただし、参加者の旅行費・事務局の謝金・慶弔費を除く。） (1) 北海道・サハリン州青少年交流事業 (2) 北海道・サハリン州姉妹友好都市代表者会議</p> | <p>2分の1以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成26年5月20日 提出先 経済部経営支援局国際経済室</p> | | |
| <p>17 中小企業競争力強化促進事業費 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（平成20年北海道規則第66号）第21条に規定する事業の遂行を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p> | <p>次に掲げる中小企業競争力強化促進事業に要する経費 (1) マーケティング支援事業 (2) アドバイザー等招へい支援事業 (3) 産業人材育成支援事業 (4) 産学連携等研究開発支援事業 (5) 市場対応型製品開発支援事業</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成26年4月25日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p> | | |
| <p>18 中小企業競争力強化促進費 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第21条に規定する指定事業の円滑な実施により、道内中小企業の競争力強化を図り、もって北海道経済の活性化及び雇用機会の創出</p> | <p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p> | <p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第21条に規定する指定事業の実施のために必要な経費であって、次に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるもの 委員報酬、旅費、印刷製本費、消耗品費、手数料、通信運搬費、アンケート調査費、会場借</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成26年4月25日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p> | | |

| | | | | | | | | |
|--|----------------------|---|--------|--|---|---|--|--|
| に資するため、予算の範囲内で補助する。 | | 上費、車両借上費、事務機器借上費、複写機使用料、その他知事が必要と認める経費 | | | | | | |
| 19 機械工業振興事業 北海道の機械工業及び関連工業の振興を図るため、一般社団法人北海道機械工業会が行う事業のうち、北海道ものづくり産業振興指針における「地場企業の進出企業等への参入促進」「地場企業の技術力などの経営基盤の強化」「ものづくり産業人材の育成・確保」に沿った事業に対し、予算の範囲内で補助する。 | 一般社団法人 北海道機械工業会 | 一般社団法人北海道機械工業会が行う次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 参入促進支援事業 (2) 産業技術開発促進事業 (3) 人材育成確保事業 (4) 人件費 なお、次に掲げる経費は補助対象外とする。 (1) 交際費 (2) 食糧費(茶菓は除く。) (3) 備品購入費 | 2分の1以内 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 | 提出部数 1部 提出期限 平成26年4月23日 提出先 経済部産業振興局産業振興課 | | |
| 20 函館地域産業振興財団補助事業 公益財団法人函館地域産業振興財団の高度技術普及事業を促進することにより、新商品開発や新事業の創出、技術の高度化を図り、もって地域経済の活性化に寄与するため、予算の範囲内で補助する。 | 公益財団法人函館地域産業振興財団 | 公益財団法人函館地域産業振興財団が行う補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費 高度技術普及事業に要する次の経費 (1) 技術相談事業費 (2) 研修事業費(参加者実費分を除く。) (3) 技術情報提供事業費 (4) 広報等事業費 (5) 人件費(給料及び諸手当、福利厚生費(社会保険料等)に限る。) | 定額 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 平成26年4月8日 提出先 経済部産業振興局産業振興課 | | |
| 21 北海道原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 原子力発電施設等の周辺地域における企業の立地を支援するため、立地する企業に対し、一般財団法人電源地域振興センターが行う企業立地支援事業に要する経費について、予算の範囲内において | 一般財団法人 電源地域振興センター | 一の半期(4月1日から6月ごとの期間をいう。)において、一般財団法人電源地域振興センターが行う企業立地支援事業に要する経費 (1) 事業費 立地企業に対する給付金の交付に要する費用 (2) 一般事務費 前項に掲げる給付金の交付を行うための費用で、次に掲げるもの | 定額 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第39号様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 経済第40号様式 | 提出部数 1部 提出期限 上期 平成26年7月14日 下期 平成27年1月15日 提出先 経済部産業振興局産業振興課 | | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|---------|--|---|---|--|--|
| 補助する。 | | ア 人件費 イ 印刷製本費 ウ 旅費 エ 通信運搬費 オ 消耗品費 カ 雑費 キ 賃借料 | | | | | | |
| 22 商談会等参加支援事業補助金 道内企業の自動車関連産業及び食関連産業への参入を促進するため、自動車関連及び食関連の別に定める商談会等に参加する道内企業等で構成する実行委員会等 | 道が別に定める商談会等に参加する道内企業等で構成する実行委員会等 | 商談会等への参加に要する経費で次に掲げるもの (1)輸送費 (2)旅費 (3)その他知事が特に必要と認めた経費 | 10分の8以内 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第19号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 | 出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局産業振興課 | | |
| 23 参入支援チーム活動促進事業 道内ものづくり企業の競争力の強化を図るため、一般社団法人北海道機械工業会が行う参入支援チーム活動事業に対して、予算の範囲内で補助する。 | 一般社団法人北海道機械工業会 | 道内ものづくり企業の競争力強化に向けた参入支援チームの活動に要する経費で次に掲げるもの。 人件費（人の雇入れに係る給与、諸手当、社会保険料、健康診断料、謝金等の経費）、旅費、各種事務用品等の調達経費、通信運搬費、その他知事が特に認める経費 | 10分の8以内 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 平成26年4月23日 提出先 経済部産業振興局産業振興課 | | |
| 24 企業誘致強化人材育成事業 立地企業が行う人材育成事業を支援することにより、北海道内への企業立地のインセンティブを高め、企業立地を促進することを目的として、予算の範囲内において補助する。 | 次のいずれかに該当する者とする。 (1)道内において工場等を新設する計画を有し、当該工場等の操業に先立って必要な従業員を道内に雇用した企業 (2)道内に工場等を有し、設備投資又は従業員の増設計画を有す | | | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局産業振興課 | | |

| | | | | | | | | |
|---------------------------|--|---|--|--|--|--|--|--|
| | <p>る企業。ただし、北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（北海道条例第68号）に基づく従業員派遣及び専門家の招聘に係る支援対象となる事業は除く</p> | | | | | | | |
| <p>(1) オーダーメイド型人材育成事業</p> | | <p>独自にカリキュラムの作成や講師の招聘などを行う研修事業に要する経費で次に掲げるもの</p> <p>報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、諸経費、その他知事が特に必要と認めた経費</p> | <p>10分の10以内</p> <p>〔100万円を限度とする。また、戦略産業雇用創造プロジェクト実施要領(平成25年6月7日付け職発0607第3号)の4の(6)のイに規定する経費を補助対象経費の2割とし、これを補助額から差し引くものとする。〕</p> | | | | | |
| <p>(2) 遠隔地派遣型人材育成事業</p> | | <p>道外研修施設や親会社等に派遣して行う研修事業に要する経費で次に掲げるもの</p> <p>報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、諸経費、その他知事が特に必要と認めた経費</p> | <p>10分の10以内</p> <p>〔200万円を限度とする。また、戦略産業雇用創造プロジェクト実施要領(平成25年6月7日付け職発0607第3号)の4の(6)のイに規定する経費を補助対象経費の2割とし、これを補助額から差し引くものとする。〕</p> | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|--|--|--|---|--|--|--|
| | | | のイに規定する経費を補助対象経費の2割とし、これを補助額から差し引くものとする。 | | | | | |
| 25 地域のものづくり産業力強化対策事業 地域の資源や技術の集積、ネットワークを活かした「地域のものづくり産業力」の強化を図るため、地域の産業支援機関が取り組む地域の産業ニーズや課題に対応した技術支援等に係る事業に対し、予算の範囲内で補助する。 | 公益財団法人室蘭テクノセンター、公益財団法人道央産業振興財団、公益財団法人函館地域産業振興財団、一般財団法人旭川産業創造プラザ、一般社団法人北見工業技術センター運営協会、公益財団法人とかち財団及び公益財団法人釧路根室圏産業技術振興センター | 地域のものづくり産業力強化対策事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 人件費(人件費、管理費等の名称にかかわらず、人の雇入れに係る給与、諸手当、社会保険料、健康診断料等の経費)、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、各種手数料)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金、その他知事が特に必要と認める経費 | 10分の8以内 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局産業振興課 | | |
| 26 地域プロジェクト創出支援事業 道内各地域における各種プロジェクト創出のサポート体制の構築を図るため、道内の公設試験研究機関や大学、企業等との豊富なネットワークを有し、地域企業等の新事業展開・新分野進出支援のノウハウを有する公益財団法人北海道科学技術総合振興センターが取り組む地域支援機能の強化に係る事業に対し、予算の範囲内 | 公益財団法人北海道科学技術総合振興センター | 道内各地域における各種プロジェクト創出のサポート体制を構築するために要する経費のうち、次に掲げるもの 人件費(人件費、管理費等の名称にかかわらず、人の雇入れに係る給与、諸手当、社会保険料、健康診断料等の経費)、謝金、旅費、消耗品費、資材費、原材料費、燃料費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、外注加工費、分析手数料、委託費、使用料及び借上料、展示会・商談会出展費、その他知事が特に必要と認める経費 | 2分の1以内 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局産業振興課 | | |

| | | | | | | | | |
|---|--|---|------------------------------|---|--|--|--|--|
| で補助する。 | | | | | | | | |
| 27 休廃止鉱山鉱害防止事業 休廃止鉱山(石炭鉱業及び亜炭鉱業に係るものを除く。)に係る鉱害の防止を図るため、予算の範囲内で補助する。 | 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(休廃止鉱山鉱害防止工事費)交付要綱(昭和46年7月13日付け46保第789号)第22条に規定する鉱業権の消滅している鉱山及び鉱業権は存続しているが、採掘活動を終了した後、長期間が経過し、かつ、今後採掘活動が再開される見込みのない鉱山において坑廃水処理事業を行う者 | 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(休廃止鉱山鉱害防止工事費)交付要綱に基づき、北海道産業保安監督部長が算定した坑廃水処理補助対象経費 | 4分の1以内 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室 | | |
| 28 特定発電所周辺地域交付金事業 特定発電所の立地町村及びこれと密接な関係を有する町村が実施する立地地域対策促進事業、地域活性化事業及び基金造成事業に対し予算の範囲内で補助する。 | 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 | 町村が行う立地地域対策促進事業、地域活性化事業及び基金造成事業に要する経費 | 10分の10以内 | 経済第2号様式 経済第4号様式 (立地地域対策促進事業及び地域活性化事業の場合に限る。) 経済第6号様式 (立地地域対策促進事業の場合に限る。) 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 | 経済第2号様式 経済第4号様式 (立地地域対策促進事業及び地域活性化事業の場合に限る。) 経済第6号様式 (立地地域対策促進事業の場合に限る。) 経済第20号様式 経済第22号様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室 | | |
| 29 電源立地地域対策交付金事業 原子力発電施設等の設置の円滑化に資するため、予算の範囲内で補助する。 | 電源立地地域対策交付金交付規則(平成23年文部科学省・経済産業省告示第1号)に規定する公共施設整備等を行う市町村及び一部事務組合 | 次の事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 地域振興計画作成等措置 (2) 発電用施設温排水有効利用措置 (3) 発電用施設温排水有効利用実証調査等措置 (4) 発電用施設温排水影響事業支援措置 | 電源立地地域対策交付金交付規則で定める交付限度額の範囲内 | 経済第7号様式 経済第9号様式 経済第11号様式 経済第42号様式の1 | 経済第20号様式 経済第22号様式 | 提出部数 3部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室 | | |

| | | | | | | | |
|--|--|---|--|--|---|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> (5) 発電用施設温排水等有効利用施設整備等措置 (6) 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置 (7) 企業導入・産業活性化措置 (8) 福祉対策措置 (9) 地域活性化措置 (10) 給付金加算等措置 | | | | | |
| | 電源立地地域対策交付金交付規則に規定する原子力立地給付金交付事業を行う者 | 原子力立地給付金交付事業に要する次の経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 原子力立地給付金 (2) 一般事務費 | 電源立地地域対策交付金交付規則で定める交付限度額の範囲内 | 経済第7号様式 経済第9号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第42号様式の2 | 経済第20号様式 経済第22号様式 | 提出部数 3部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室 | |
| 30 石油貯蔵施設立地対策等交付金事業 石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。 | 石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭和53年通商産業省告示第434号)に規定する公共用施設の整備を行う市町村、公共性格の強い組合又は法人 | 次の事業に要する経費のうち、知事が適当と認めるもの (1) 昭和53年4月1日以降に石油貯蔵施設の新設又は増設に伴って市町村、公共性格の強い組合又は法人が行う公共用施設の整備に要する経費 (2) 1市町村に現に存する石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量が10万キロリットル以上の場合に市町村、公共性格の強い組合又は法人等が行う公共用施設の整備に要する経費 | 石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則で定める交付限度額の範囲内 | 経済第7号様式 経済第9号様式 経済第11号様式 別に指示する様式 | 経済第20号様式 経済第22号様式 | 提出部数 3部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室 | |
| 31 リサイクル産業創出事業 本道における新たなリサイクル産業の創出、産業廃棄物の循環的利用の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。 | 次の各号のいずれかに該当する者。 ただし、知事からリサイクル産業創出事業の認定を受けた者に限る。 (1)道内に主たる事務所又は事業所を有する者(営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的 | 次のいずれにも該当する事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの(原材料・副材料費、機械装置費、技術導入費、特許実施費、外注委託費、人件費及びその他知事が必要と認める経費) (1)リサイクル製品の有効性、環境影響、残渣発生状況、物流ルート等の検証、原材料確保調査やコスト算定を目的として行う実証実験(試作品作成を含む。)又は収益性・物流・販路等のマーケティング調査等であって、既存技術の応 | ①道内に主たる事務所を置く中小企業、又は、全構成員のうち半分以上がこれらであり、いずれかが代表となるグループ 4分の3以内 ②①以外 2分の1以内 (500万円を限度とする。市 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式 | 提出部数 2部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室 | |

| | | | | | | | | |
|--|---|--|-------------------------------|--|--|---|--|--|
| | <p>として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他団体を含む。)</p> <p>(2)全構成員の半分を(1)に掲げる者が占めるグループで、かつ(1)に掲げる者が代表者となるもの</p> | <p>用等を含めた事業であること。</p> <p>(2)基礎研究を終了するなどにより再生利用又は熱回収の効果が明らかとなっている熟度の高い事業等に関する計画であること。</p> <p>(3)再生利用又は熱回収の取組みが遅れている種類の産業廃棄物の一部又は全部を原料とするリサイクル品の開発等であって、再生利用又は熱回収を促進する効果が高いこと。</p> <p>また、事業の市場への投入に当たって、有効性、市場性、販売方法、環境影響、物流等について、具体的な課題を有していること。</p> <p>(4)補助事業者が、その事業の場への投入について意欲があり、支援することにより、補助事業者が円滑かつ速やかな事業等の立上げを実施することが期待できるなど、事業の実現性が高いこと。</p> <p>(5)本補助事業の成果を発表又は普及等することによる道内への波及効果が高いこと。</p> <p>(6)国等、他の同様の補助制度の補助対象事業として採択されていないこと。</p> | <p>場調査のみの場合は200万円を限度とする。)</p> | | | | | |
| <p>32 戦略的省エネ促進事業</p> <p>民間活力の活用や道民の自主的な活動を支援することにより、省エネ促進の加速化を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。</p> | | | <p>2分の1以内(300万円を限度とする。)</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室</p> | | |
| <p>(1)省エネ技術等導入可能性調査事業(節電を含む)</p> | <p>道内に主たる事務所又は事業所を有する法人(営利を目的とせず、不特定かつ</p> | <p>モデル性の高い省エネ技術等の導入可能性に関する調査事業に要する経費で次に掲げるものの 報償費、旅費、消耗品費、印</p> | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|--|---|-------------------------------|---|--|---|--|--|
| | <p>多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。)</p> | <p>刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他知事が特に必要と認めた経費</p> | | | | | | |
| <p>(2)省エネ技術等導入普及啓発事業（節電を含む）</p> | <p>(1)道内に主たる事務所又は事業所を有する法人の業界団体 (2)道内に主たる事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。）の複数法人による共同体</p> | <p>全道的な普及啓発の観点からの省エネ技術等の普及啓発事業に要する経費で次に掲げるもの 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、賃金、その他知事が特に必要と認めた経費</p> | | | | | | |
| <p>33 道産エネルギー技術開発支援事業 本道の気候条件や地域に賦存するエネルギー資源及び道内技術シーズを活かし、道内の大学、高等専門学校及び公設試験研究機関と共同して行うエネルギー関連技術の研究及び開発を支援することにより、本道の低炭素化社会の実現に資することを目的として予算の範囲内において補助金を交付する。</p> | <p>次のいずれかに該当する者 (1)道内に主たる事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。） (2)全構成員の過半数を(1)に掲げる者が占</p> | <p>本道の気候条件や資源、技術シーズを活用し、エネルギー関連技術の研究及び開発を行う事業に要する経費で次に掲げるもの (1)研究開発費 ①原材料・副材料費 ②プラント・機械装置等開発費 ③技術導入費 ④特許実施費 ⑤外注委託費 (2)人件費 (3)その他知事が必要と認める経費</p> | <p>3分の2以内（1,000万円を限度とする。）</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室</p> | | |

| | | | | | | | | |
|--|---|---|-----------------------|--|---|--|--|--|
| | め、かつ(1)に掲げる者が代表者となる共同体 | | | | | | | |
| 34 道産エネルギー製品開発支援事業 本道の気候条件や地域に賦存するエネルギー資源及び道内技術シーズを活かした低炭素化技術や、罹災時等の補完的エネルギーの供給や消費の抑制等に資する技術を活かした製品化を支援することにより、環境と成長が両立する低炭素社会の実現に資することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 次のいずれかに該当する者 (1)道内に主たる事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。） (2)全構成員の過半数を(1)に掲げる者が占め、かつ(1)に掲げる者が代表者となる共同体 | 本道の気候条件や資源、技術シーズを活用し、製品開発事業に要する経費で次に掲げるものの (1)製品開発費 ①原材料・副材料費 ②機械装置費 ③技術導入費 ④特許実施費 ⑤外注委託費 (2)人件費 (3)その他知事が必要と認める経費 | 3分の2以内(300万円を限度とする。) | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 | 経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室 | | |
| 35 環境・エネルギービジネス育成・振興事業 本道の環境産業の育成・振興を図るため、公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが実施する各種支援事業に対し予算の範囲内で補助する。 | 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター | 本道の環境産業の育成・振興を図るため、道内の企業及び創業を予定する者に対し実施する次に掲げる事業の実施に必要な経費。 (1)専門家派遣事業 報償費（謝金に限る。）、旅費 (2)ビジネスマッチング支援事業 人件費（時間外手当、企業年金、生命共済に係る経費を除く。）、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）、役務費（通信運搬費に限る。）、使用料及び賃借料 | 10分の10以内 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室 | | |
| 36 環境・エネルギープロジェクト形成促進事業 道内の事業者が開 | 次の各号のいずれかに該当する者。ただし、知事から補助対 | 道内の事業者が開発した製品や技術を核として、複数事業者が連携し、それぞれの製品や技術を組み合わせた製品開発を行 | 2分の1以内(1,500万円を限度とする) | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 | 経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 | | |

| | | | | | | | | |
|--|---|--|-----------------------------|---|--|---|--|--|
| <p>発した積雪寒冷地特有の製品や技術を核として、複数事業者が連携し、それぞれの製品や技術を組み合わせた新しい製品開発を支援することにより、本道環境産業の振興に資することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> | <p>象事業の認定を受けた者に限る。 (1) 道内に事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。） (2) (1)に掲げる者が代表者となる複数事業者による共同体</p> | <p>う事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 原材料費・副材料費 (2) 機械装置費 (3) 技術導入費 (4) 特許実施費 (5) 外注委託費 (6) その他知事が必要と認める経費</p> | | <p>経済第23号様式</p> | <p>別に指示する様式</p> | <p>経済部産業振興局環境・エネルギー室</p> | | |
| <p>37 食のリサイクルトップランナー育成事業 北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）第18条の規定に基づき、道内の食に関連する産業廃棄物を利用して、リサイクル製品を製造する事業者が、当該製品を用いて地域ブランドを構築する取組を支援することにより、本道における産業廃棄物の循環的利用を促進することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> | <p>次の各号のいずれかに該当する者。ただし、知事から補助対象事業の認定を受けた者に限る。 (1) 道内の食に関連する産業廃棄物を利用してリサイクル製品を製造し、道内に主たる事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を</p> | <p>道内の食に関連する産業廃棄物を利用したリサイクル製品を用いて地域ブランドを構築する取組を行う事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 原材料費・副材料費 (2) 機械装置費 (3) 外注委託費 (4) 人件費 (5) その他知事が必要と認める経費</p> | <p>2分の1以内（340万円を限度とする。）</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室</p> | | |

| | | | | | | | | |
|--|---|---|--------------------------|--|---|---|------------------|--|
| | 行う法人その他の団体を含む。) (2) (1)に掲げる者が代表者となる複数事業者による共同体 | | | | | | | |
| 38 広報・調査等交付金事業 原子力発電施設等の周辺住民に対する原子力発電に関する知識の普及や周辺住民の生活に及ぼす影響に関する調査等に対し、予算の範囲内で補助する。 | 幌延町 | 広報・調査等事業に要する経費のうち、宗谷総合振興局長が必要かつ適当と認めるもの | 定額 | 経済第9号様式 経済第11号様式 別に指示する様式 | 別に指示する様式 | 提出部数 3部 提出期限 別に指示する日 提出先 宗谷総合振興局 | 宗谷総合振興局長 | |
| 39 地域新エネルギー導入加速化事業 地域における新エネルギーの導入促進を図るため、地域が連携して行う広域的な計画策定事業や市町村が策定している新エネルギー導入のための計画等の具体化に向けた可能性調査事業に対して、予算の範囲内で補助する。 | 次の各号のいずれかに該当する者 (1) 市町村 (2) 複数の市町村で構成された共同体又は市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体 | | | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式 | 提出部数 3部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局 | 総合振興局長 又は振興局長 | |
| (1) 地域連携広域計画策定事業 | | 複数の市町村地域における新エネルギー導入のための基礎データの収集や基本方針、地域特性を活かしたテーマの設定、推進体制などについての計画の策定事業に要する経費で次に掲げるもの 報償費、旅費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、借料又は損料、委託料、その他知事が特に必要と認めた経費 | 2分の1以内 (150万円を限度とする。) | | | | | |
| (2) 地域新エネルギー導入可能性調査事 | | 市町村の新エネルギー導入に関する計画等に位置付けられて | 2分の1以内 (400万円を限 | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|---|--|---|---|--|---|------------------|--|
| 業 | | いるプロジェクトや事業等の可能性を調査するための事業に要する経費で次に掲げるもの 報償費、旅費、原材料費、備品購入費、構築物又は機械装置の借用に要する経費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、委託料、その他知事が特に必要と認めた経費 | 度とする。) | | | | | |
| 40 「一村一エネ」事業 市町村と企業やNPO等地域の多様な主体が協働・連携して行う地域の特色を生かした省エネルギー・新エネルギーを推進する取組で、経済性及び地域経済活性化等について定量的・具体的な効果が見込まれる事業を支援することを目的として、予算の範囲内で補助する。 | 法人、任意団体及びその他知事が適当と認めた者と市町村で構成された共同体(複数の市町村のみで構成されたものを除く。) | 原則として新たに取組む「一村一エネ」事業に要する経費で次に掲げるもの 工事請負費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、使用料及び賃借料、原材料費、賃金、その他総合振興局長又は振興局長が特に必要と認めた経費 | 事業計画書記載の新エネ導入量、及び省エネ量に応じた単価を乗じた額と補助対象経費の合計額のいずれか低い額 (新エネ導入の取組は2,000万円、省エネの取組は1,000万円を上限とする。) | 経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局 | 総合振興局長 又は振興局長 | |
| 41 炭鉱保安確保設備整備事業 国の「産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業」の推進に協力するため、炭鉱の保安確保に必要な設備機器の設置等に対して予算の範囲内において補助を行い、炭鉱の保安の確保を促進し石炭鉱業の安定を図る。 | 道内において「産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業」による海外研修生の受入れを行う石炭会社 | 次に掲げる保安専用機器等の購入・設置に要する経費 (1)集中監視装置 (2)救命機器 (3)坑内冷房装置 (4)帯電防止加工品 (5)保安専用計測機器 (6)坑内移動式集じん装置 (7)仕繰拡大専用機器 (8)特殊防じんマスク (9)高照度安全電灯 (10)不燃化・難燃化専用機器 (11)炭壁注入装置 (12)非常用排水ポンプ (13)難燃性コンベアベルト (14)救護隊用機器 (15)坑道維持資材 (16)ボーリング研修関連費 | 10分の1以内 | 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第4号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局 | 総合振興局長 又は振興局長 | |
| 42 エネルギーの地産 | 市町村(複数市町 | 電気事業者による再生可能エネ | 2分の1以内 | 経済第2号様式 | 経済第2号様式 | 提出部数 1部 | | |

| | | | | | | | | |
|---|--|--|-------------------------|--|--|---|--|--|
| <p>地消促進事業 エネルギーの地産地消の促進を図るため、地域が取り組む新エネルギーの導入事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>村も含む。)と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体</p> | <p>ルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）第2条第4項に定める再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備の導入事業に要する経費で次に掲げるもの 機械装置等の設計費、機械装置等の購入費（設備費）、工事費、諸経費（工事負担金、管理費（旅費、通信費、会議費等））、その他知事が特に必要と認めた経費</p> | <p>(1,500万円を上限とする。)</p> | <p>経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室</p> | | |
| <p>43 高齢者労働能力活用事業 高齢者等の雇用の機会及び多様な就業機会の確保・提供を図るため、シルバー人材センター会員間の調整、業務未実施地域での就業機会の確保・提供、普及・啓発等を全道的、組織的に行うシルバー人材センター連合事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>公益社団法人北海道シルバー人材センター連合会</p> | <p>高齢者労働能力活用事業（シルバー人材センター連合事業）の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費 (1)管理費 ①人件費 ②光熱水料 ③借料及び損料 ④雑役務費 (2)事業費 ①旅費 ②備品費（自動車以外の備品については、単価が50万円以下のものに限る。） ③消耗品費 ④会議費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦公租公課（自動車重量税） ⑧借料及び損料 ⑨保険料 ⑩諸謝金 ⑪賃金（会員等を臨時職員として雇用する場合に限る。） ⑫教材費 ⑬訓練委託費 ⑭雑役務費</p> | <p>2分の1以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成26年4月18日 提出先 経済部労働局 雇用労政課</p> | | |
| <p>44 北海道労働協会事業 道内の労使及び一般道民に対し、労働問題に関する理解と良識を</p> | <p>一般財団法人北海道労働協会</p> | <p>一般財団法人北海道労働協会が北海道労働協会事業を行う場合に要する経費のうち、次に掲げる経費 (1)講座の開催に要する経費</p> | <p>定額</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成26年4月18日 提出先 経済部労働局</p> | | |

| | | | | | | | | |
|--|---|--|-----------------|--|---|---|--------------------------|-------------------|
| <p>培い、合理的な労使関係の確立を促進する目的で実施する事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | | <p>(2) 情報提供に要する経費 (3) 広報に要する経費</p> | | <p>別に指示する様式</p> | | <p>雇用労政課</p> | | |
| <p>45 職業病・労働災害対策事業 産業医の活動を強化し、職業病の健診、治療対策を促進するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>一般社団法人北海道医師会</p> | <p>一般社団法人北海道医師会が行う産業医研修・講習会の開催に要する経費</p> | <p>定額</p> | <p>経済第3号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第3号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成26年4月18日 提出先 経済部労働局 雇用労政課</p> | | |
| <p>46 中小企業勤労者福祉対策事業 労働者の福祉の向上を図るため、北海道労働者福祉協議会が行う啓発推進事業及び相談支援事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>北海道労働者福祉協議会 理事長 高柳 薫</p> | <p>北海道労働者福祉協議会が行う啓発推進事業及び相談支援事業のうち、次に掲げる事業に要する経費 (1) 労働福祉啓発推進に要する経費 (2) 労働福祉相談支援に要する経費</p> | <p>定額</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成26年4月18日 提出先 経済部労働局 雇用労政課</p> | | |
| <p>47 緊急雇用創出推進事業 失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会の創出、並びに在職者の賃金引き上げ等の処遇改善を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>市町村 一部事務組合 広域連合</p> | <p>失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・並びに在職者の賃金引き上げ等の処遇改善を図ることを目的として行う委託事業(建設及び土木事業、国の補助金又は道の他の補助金の交付を受けている事業並びに既存事業(実質的にそのように判断されるものを含む。)の振替と判断される事業を除く。)の実施に必要な経費。</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第47号様式の1又は3又は4 経済第48号様式の1又は2又は3又は4 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 経済第47号様式の1及び2又は5又は6 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |
| <p>48 起業支援型地域雇用創造事業一時金 緊急雇用創出推進事業実施要領(起業支援型地域雇用創造事業に係るものに限る。)に基づき道が実施する委託事業及び緊急雇用創出推進事業費補助金交付要綱(起業支援型地</p> | <p>緊急雇用創出推進事業実施要領(起業支援型地域雇用創造事業に係るものに限る。)に基づき道が実施する委託事業及び緊急雇用創出推進事業費補助金交付</p> | <p>対象労働者を正社員として労働契約を締結し再雇用した人数を乗じた額</p> | <p>定額</p> | <p>別に指示する様式</p> | | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p> | <p>総合振興局長又は振興局長</p> | <p>実績報告は要しない。</p> |

| | | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|--|---|--------------------------|-------------------|
| <p>域雇用創造事業に係るものに限る。)に基づき市町村が実施する委託事業において雇用される労働者の正規雇用化を目的として、委託事業の実施に当たり新たに雇い入れた者(以下「対象労働者」という。)を、引き続き期間の定めのない労働者(雇用期間の定めのない雇用であって、当該事業所において正社員として位置づけられるものをいう。)(以下「正社員」という。)として、委託事業終了後も引き続き雇い入れる(以下「再雇用」という。)委託事業を実施する事業主に対し、一時金を交付する。</p> | <p>要綱(起業支援型地域雇用創造事業に係るものに限る。)に基づき市町村が実施する委託事業の受託事業者のうち以下の要件を全て満たす事業主</p> <p>(1) 委託事業を実施する事業主であること。</p> <p>(2) 対象労働者との間で、委託事業に係る雇用契約期間の終了の日までの間に正社員としての労働契約を締結し、委託事業終了後も引き続き雇い入れる事業主であること。</p> | | | | | | | |
| <p>49 地域若年者雇用奨励事業 中小企業者等が実施する若年者(満39歳以下の者をいう。)の雇い入れを伴う新規開業や新事業展開を支援することにより、新たに地域における若年者の安定的な雇用の創出を図るため、予算の範囲内で補助するとともに奨励金を支給する。</p> | <p>次の(1)から(5)までのいずれにも該当する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に定める中小企業団体、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に定める特定非営利活動法人、その他総合</p> | <p>地域若年者雇用奨励事業の実施に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 事業費補助金 事業の実施・運営に必要な次に掲げる経費 ア 設備投資資金 イ 運転資金 ウ 人材育成経費</p> <p>(2) 雇用奨励金 事業の実施に当たり正規職員として新たに雇い入れた若年者に支払う賃金及び法定福利費</p> | <p>(1) 2分の1以内 (100万円を限度額とする。)</p> <p>(2) 正規雇用として雇い入れた若年者の人数に応じて次のとおり(雇用奨励金に係る補助対象経費の総額を限度とする。)</p> <p>2~10人</p> | <p>経済第2号様式 経済第8号様式 経済第10号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長 又は振興局長</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | <p>実績報告は要しない。</p> |

| | | | | | | | | |
|---|--|--|---------------------------------|--|--|---|--|--|
| | <p>振興局長又は振興局長が適当と認める団体 (1)雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に定める適用事業を行う事業主であること。 (2)補助金等の交付の申請(以下「交付申請」という。)の日の6ヶ月前の日から交付申請の日の前日までの間、当該事業主において雇用する雇用保険の一般被保険者を事業主の都合により解雇したことがない事業主であること。 (3)国、道及び市町村から2分の1以上の出資を受けていない事業主であること。 (4)道税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない事業主であること。 (5)暴力団または暴力団員の統制下にある事業所の事業主でないこと。</p> | | <p>1人当たり15万円(既卒3年以内の者は20万円)</p> | | | | | |
| <p>50 地域人材開発センター事業 地域における人材育成の振興を図るため、地域人材開発センターの運営に対し、予算の</p> | <p>道立技術専門学院再編整備計画に基づき、産業の発展を支える、地域における人材育成の拠</p> | <p>地域人材開発センターが行う講習・講座、貸館事業に要する次の経費(事業内職業訓練運営費補助金の交付対象となる認定職業訓練、機動職業訓練及びその他の委託事業に係るものを除</p> | <p>2分の1以内(知事が別に定める額を限度とする。)</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部労働局 人材育成課</p> | | |

| | | | | | | | | |
|---|--|---|----------|--|---|---|--|--|
| 範囲内で補助する。 | 点施設として転換した地域人材開発センターを運営する一般社団法人、一般財団法人又は職業訓練法人 | く。 (1) 人件費 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 教材費 (6) 光熱水費 (7) 燃料費 (8) 印刷製本費 (9) 修繕費 (10) 役務費 (11) 委託料 (12) 使用料及び賃借料 (13) 備品購入費 (14) 負担金 (15) 公課費 | | 式 | | | | |
| 51 次世代人材職業体験推進事業 専修学校を活用した中学生対象の職業体験事業を通じ、若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、予算の範囲内で補助する。 | 公益社団法人北海道私立専修学校各種学校連合会 | 次世代人材職業体験事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの | 10分の10以内 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 平成26年4月30日 提出先 経済部労働局 人材育成課 | | |
| 52 技能向上育成対策事業 技能士の資質の向上を図るとともに、社会的地位の確立及び後継者を育成するため、予算の範囲内で補助する。 | 一般社団法人北海道技能士会 | 一般社団法人北海道技能士会が実施する事業に要する経費のうち、次に掲げるもので知事が必要かつ適当と認めるもの 事業費 (1) 人件費 (2) 全道技能士大会実施費 (3) 技能士会組織強化促進費 ア 地方技能士会組織強化促進費 イ 地方技能士大会実施費 (4) 技能士資質向上促進費 ア 職種別研修会実施費 イ 全道青年技能士研修会実施費 ウ 技能交流派遣実施費 (5) 技能士重用制度促進費 (6) 広報活動費 | 3分の1以内 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 | 提出部数 1部 提出期限 平成26年4月25日 提出先 経済部労働局 人材育成課 | | |
| 53 技能検定試験等実施事業 | 北海道職業能力開発協会 | 1 技能検定試験等の実施に要する経費のうち、次に掲げる | 定額 | 経済第2号様式 経済第7号様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 | 提出部数 1部 提出期限 | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---------------|---|--|---|---------------------------|--|
| <p>技能労働者の技能と社会的地位の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | | <p>もの。 (1)職業訓練振興事業に係る経費 (2)技能検定関係事業に係る経費 (3)その他職業能力の開発促進に関し必要と認める経費 2 上記1の事業の実施に要する管理経費 (1)職員の人件費 (役員報酬は除く。) (2)一般管理運営費 (交際費は除く。)</p> | | <p>経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第35号様式 経済第36号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第22号様式 経済第36号様式 経済第38号様式</p> | <p>別に定める日 提出先 経済部労働局 人材育成課</p> | | |
| <p>54 介護福祉士養成施設運営費補助事業 福祉人材を養成・確保するため、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき指定を受けた介護福祉士養成施設の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>平成26年4月1日現在において、介護福祉士養成施設を設置している者(ただし、私立専修学校等管理運営費補助金の交付の対象者並びに学校教育法の規定に基づく大学及び短期大学並びに通信課程によるものを除く。)</p> | <p>介護福祉士養成施設における施設運営に要する経費のうち次に掲げるもの (1)人件費 (退職金を除く。) (2)教育研究・管理経費 (食糧費を除く。) (3)設備関係経費 (4)借入金等利息</p> | <p>定額</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 経済部労働局 人材育成課</p> | | |
| <p>55 事業内職業訓練設備整備事業 事業内職業訓練の充実向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>市町村及び職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第24条第1項の認定を受けた中小企業主の団体</p> | <p>集合して行う認定職業訓練に供するための設備の設置又は整備に要する経費</p> | <p>3分の2以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 経済第33号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 正副3部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は 振興局</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |
| <p>56 事業内職業訓練運営費補助事業 事業内職業訓練の振興及び技能労働者の育成確保を図るため、予</p> | <p>認定職業訓練を行う中小企業事業主等</p> | <p>集合して行う認定職業訓練に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金及び手当</p> | <p>3分の2以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第23号様式 経済第28号様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第30号様式</p> | <p>提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |

| | | | | | | |
|-------------|---|----------|--|------------|--|--|
| 算の範囲内で補助する。 | <ul style="list-style-type: none"> (2)建物の借上料及び維持費 (3)機械器具等の設備費 (4)職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費 (5)教科書その他教材費 (6)先端技術に関する訓練に要する経費 (7)管理運営に要する経費のうち、特に必要と認める経費 | 別に指示する様式 | | 総合振興局又は振興局 | | |
|-------------|---|----------|--|------------|--|--|